一六　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令第四条第一項等の規定により共通機能の機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日を定める告示　二四65三三六

一七　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令第四条第二項等の規定に基づき項目定義を定める告示　二四65三四九

一八　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令第五条第二項の規定に基づき庁内データ連携機能のうちファイル連携に関する詳細技術仕様書を定める告示　二四65三五七

一九　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令第五条第二項の規定に基づき庁内データ連携機能のうちＡＰＩ連携の詳細な技術仕様を定める告示　二四65三五八

二〇　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第三条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件を定める告示　二四65三六二

二一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示　二四65三六六

二二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　三一75七三

二三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三一75七三

○デジタル庁、法務省

三　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　二五五

○復　興　庁

六一　東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件　一九三

七　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十二条の三第一項第一号及び第十七条の三第一項第一号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区域の件等を廃止する告示　三一特17三六

○総　務　省

六二　総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を定める件の一部を改正する件　四44九

六三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　五45八

六四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　五45九

六五　政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件　五45一三

六六　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　五45一四

六七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　五45一四

六八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　五45一五

六九　地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件　六四

七〇　昭和三十八年自治省告示第百十七号（街区方式による住居表示の実施基準）の一部を改正する件　九48二四

七一　二六ＧＨｚ帯における第五世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を定める件　九48二五

七二　総務大臣が別に告示する特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を定める件　九48三四